

## トリエチレンテトラミン

## 1. 物質特定情報

名称	3,6-ジアゾオクタン-1,8-ジアミン(別名 トリエチレンテトラミン)
CAS No.	112-24-3
分子式	$\text{H}_2\text{N}\text{-CH}_2\text{-CH}_2\text{-NH}\text{-CH}_2\text{-CH}_2\text{-NH}\text{-CH}_2\text{-CH}_2\text{-NH}_2$
分子量	146.3
備考	

(日本語版 ICSC)

## 2. 物理化学的性状

名称	トリエチレンテトラミン
物理的性状	特徴的な臭気のある、無色～黄色の粘稠液体
沸点(℃)	266～267
融点(℃)	12
比重(水=1)	0.98
水溶解度(mg/l(℃))	非常によく溶ける
水オクタノール分配係数(log Pow)	-1.4～-1.66(計算値)
蒸気圧(kPa(20℃))	0.0013
引火点(℃)	135

(日本語版 ICSC)

## 3. 主たる用途・使用実績

用途	エチレンアミン類：繊維関係(防しづれ剤、界面活性剤、染料固定剤)、紙の湿潤強化剤、農薬関係(殺菌剤、殺虫剤、除草剤)、樹脂関係(樹脂、ゴム製品)、水道では、2液性エポキシ樹脂塗料の標準型硬化剤として用いられる。
----	---

(13901)

## 4. 現行規制等

水質基準値(mg/l)	なし
監視項目指針値(mg/l)	なし
その他基準(mg/l)	薬品基準×、資機材基準及び給水装置基準 0.01
他法令の規制値等	
環境基準値(mg/l)	なし
要監視項目(mg/l)	なし

諸外国等の水質基準値又はガイドライン値	
WHO ( mg/l )	なし
EU ( mg/l )	なし
USEPA ( mg/l )	なし

## 5. 測定手法

吸光光度法により測定できる。

吸光光度法による定量下限 ( CV10% ) は、 10  $\mu$ g/L である。

## 6. 水質基準について

我が国では、原水の汚染の観点からは水道水質について特段の問題がないと考えられるものの、水道施設の資機材や給水装置からの溶出の観点から必要な場合には、水質基準は設定されていなくとも、その溶出に関して基準が設定されており、アミン類については、水道施設の技術的基準を定める省令において、資機材等の基準として、トリエチレンテトラミンとして 0.01mg/L 以下であることとされている。また、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令において、トリエチレンテトラミンとして 0.01mg/L 以下であることとされている。

水道水での検出状況等のデータは不足しており、要検討項目として、今後知見が収集された段階で検討するのが適当である。

## 参考文献